

職業能力開発施設拠点化（仮称）技能振興センターの設置に関する検討委員会設置要項

（趣旨）

第1条 この要項は、（仮称）技能振興センターの設置に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

（設置目的）

第2条 本県の技能人材の育成にあたり、技能者の技能レベルを評価し、当該技能者の処遇向上、所属事業所の技術力の証明等に資する技能検定試験を安定的に実施していくことが必要であることから、（仮称）技能振興センター（以下「センター」という）の設置に向けた準備作業を進めて行くこととしている。

センターの技能検定試験場としての機能・効率性に加え、時勢や業界ニーズに対応した在職者訓練、将来の技能者への入職促進に向けた取組等を含めた技能振興に資するソフト面についての検討を行うため、有識者等による検討委員会を設置する。

（所掌事務）

第3条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、必要な事項について検討する。

（組織）

第4条 検討委員会は、次の各号に掲げる者（委員）により構成する。

（1）庁外委員

技能検定試験、在職者訓練等の（仮称）技能振興センター設置の設置に関連する知見等を有する者。

（2）庁内委員

別表1に掲げる熊本県の関係課の職員。

（3）熊本県商工観光労働部商工労働局長（以下「商工労働局長」という。）

2 庁外委員は、10人以内とし、商工労働局長が就任を依頼する。

3 検討委員会に、会長を置き、商工労働局長をもって充てる。

4 会長は、検討委員会の会務を総理する。

（会議）

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長に事故があるときは、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課長がその職務を代行する。

3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

4 会議の議事進行を図るため、司会を置くこととし、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課（以下「労働雇用創生課」という。）員をもって充てる。

(高等技術専門校施設内訓練検討委員会との連携)

第6条 第3条の検討に当たっては、別に設ける「職業能力開発施設拠点化高等技術専門校施設内訓練検討委員会」と連携し、検討内容について調和を図るよう努めるものとする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、熊本県商工観光労働部商工労働局（労働雇用創生課及び高等技術専門校）において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 この要項を改正するときは、商工労働局長の決裁により改正できるものとし、その改正内容は、改正した直後の会議で委員に報告するものとする。

(附則)

この要項は、平成31年（2019年）3月20日から施行する。

別表1（第4条関係）

商工観光労働部 技術短期大学校
土木部 監理課
土木部 土木技術管理課